



たばこ・アルコール担当者講習会

平成22年2月22日

厚生労働省健康局生活習慣病対策室

森 淳一郎

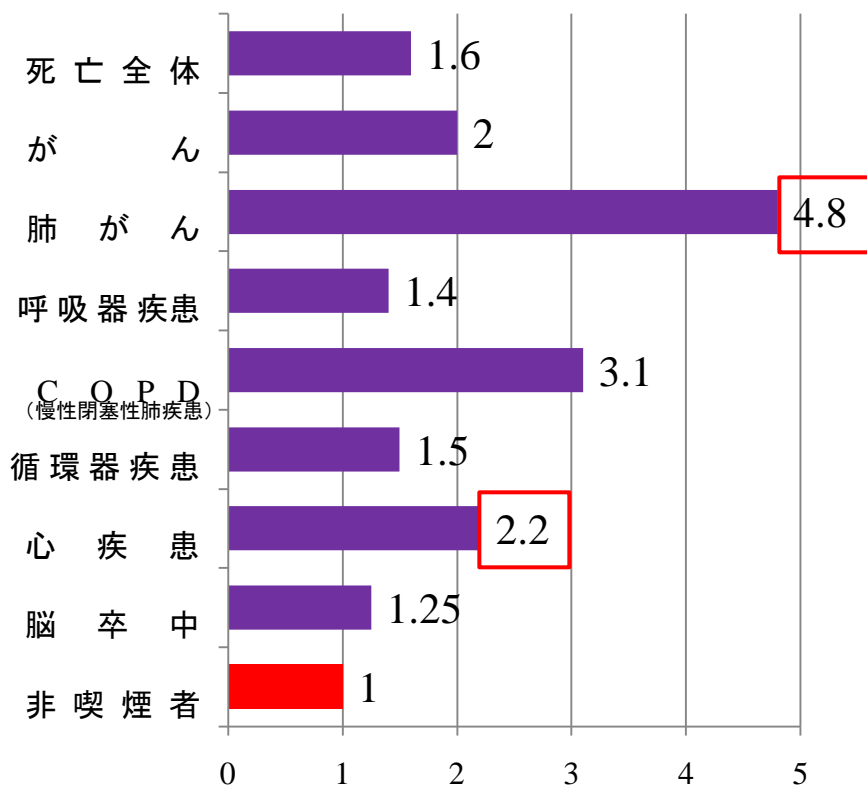


たばこ対策

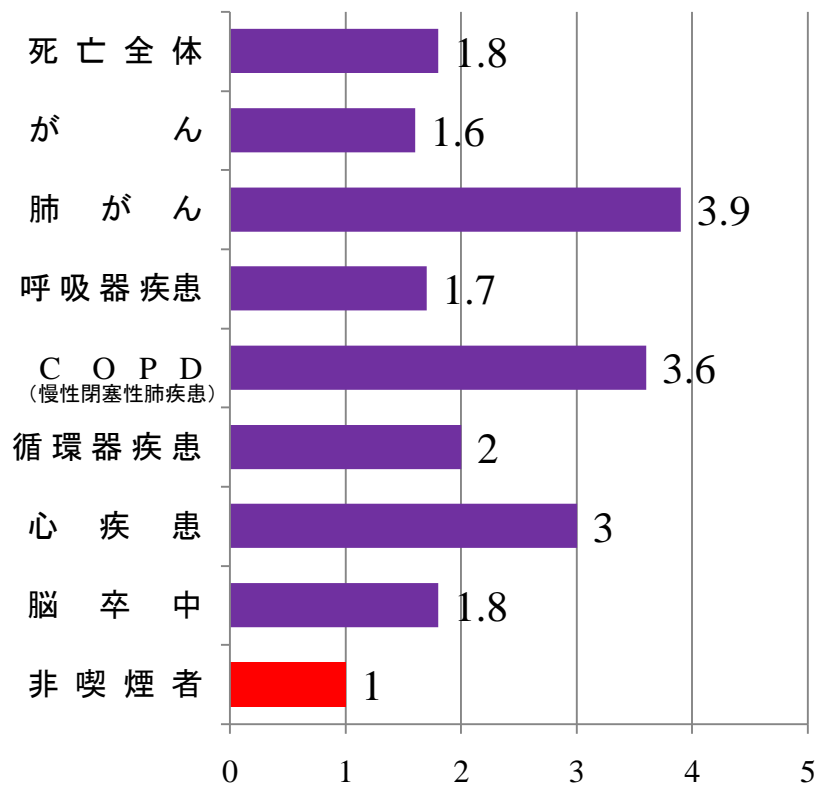
たばこの健康への悪影響に関する研究

(非喫煙者の病気による死亡リスクを1とした場合の喫煙者の死亡のリスク)

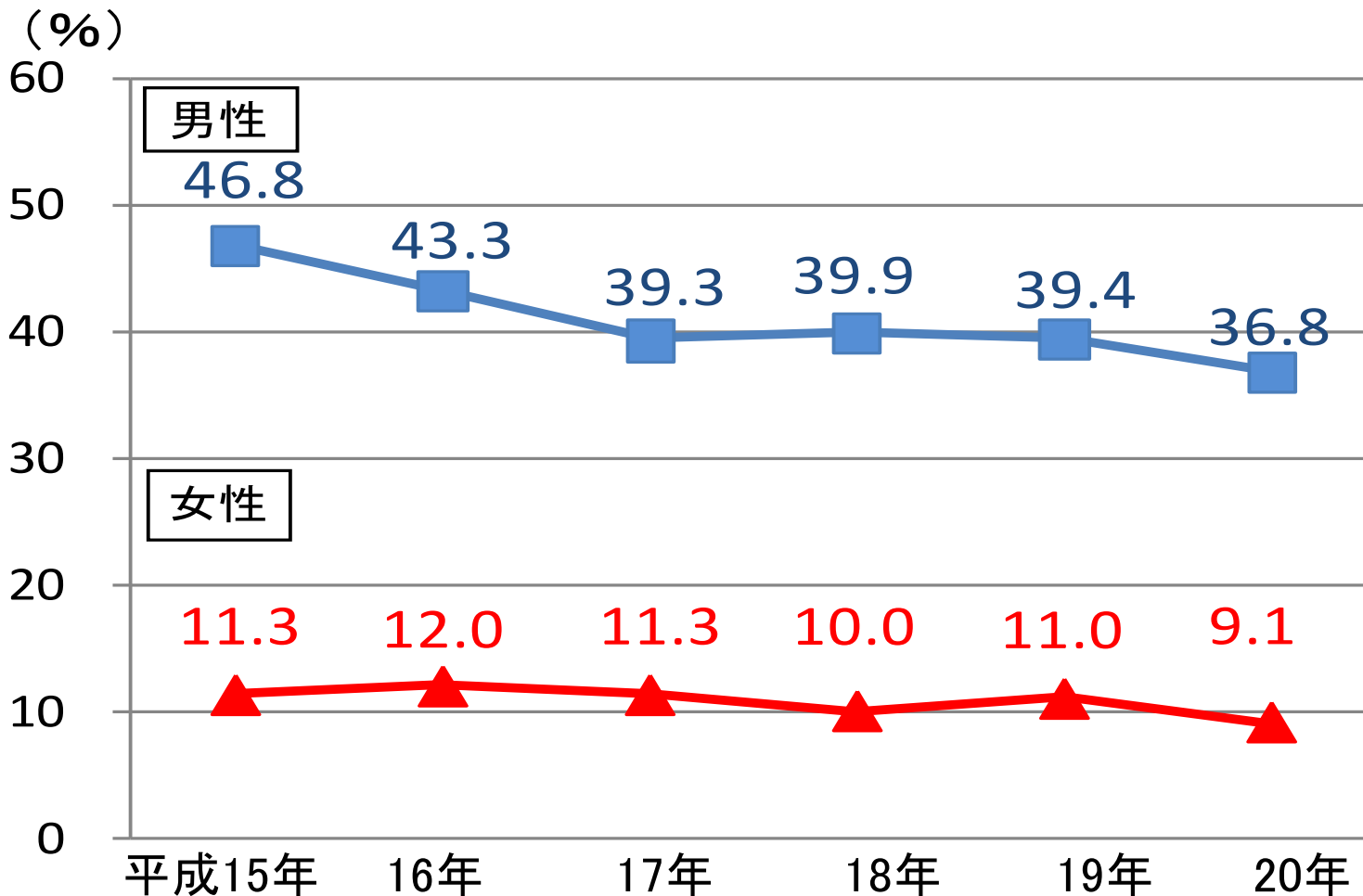
男性



女性

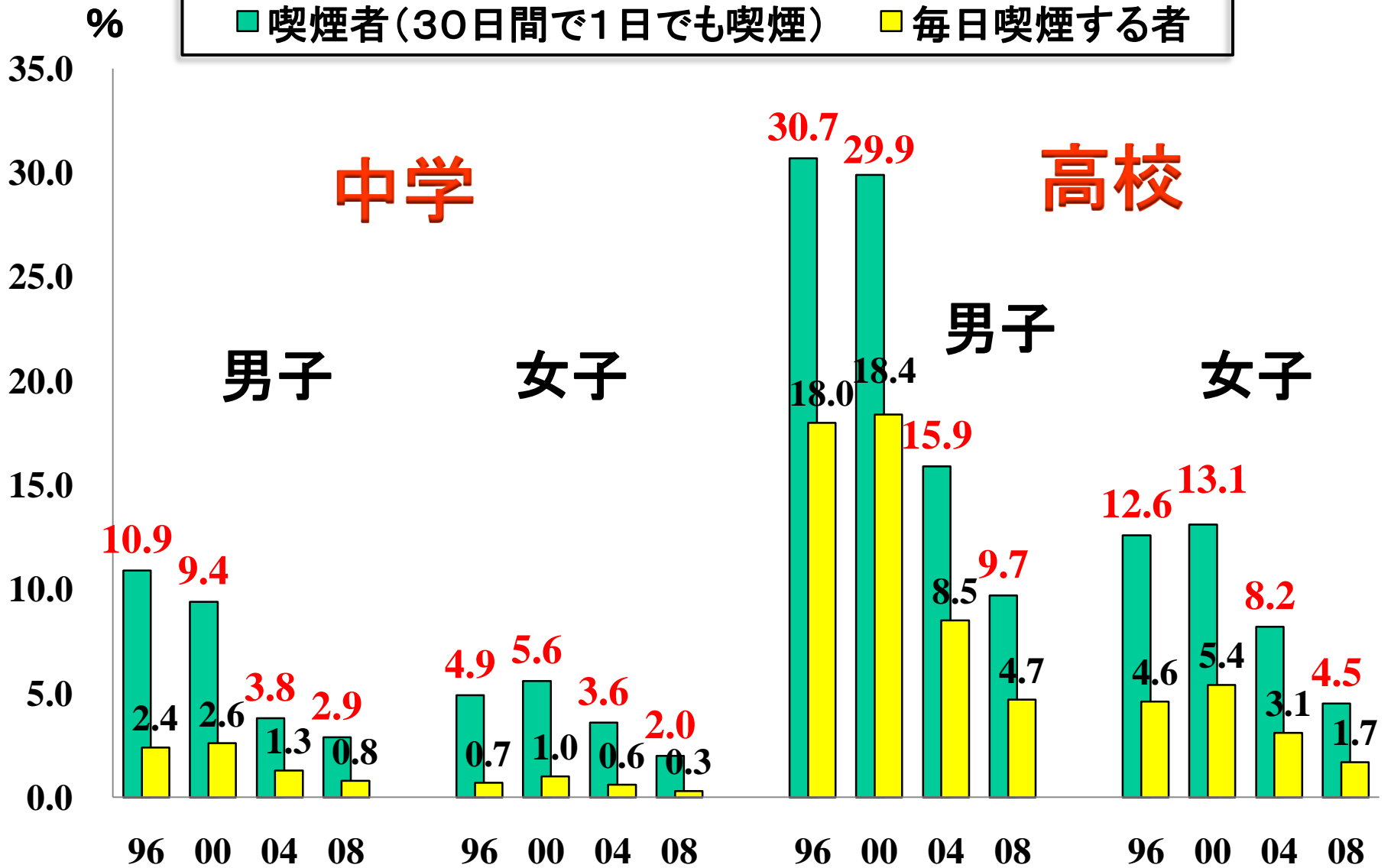


現在習慣的に喫煙している者の割合は、平成15年以降男女とも減少している。



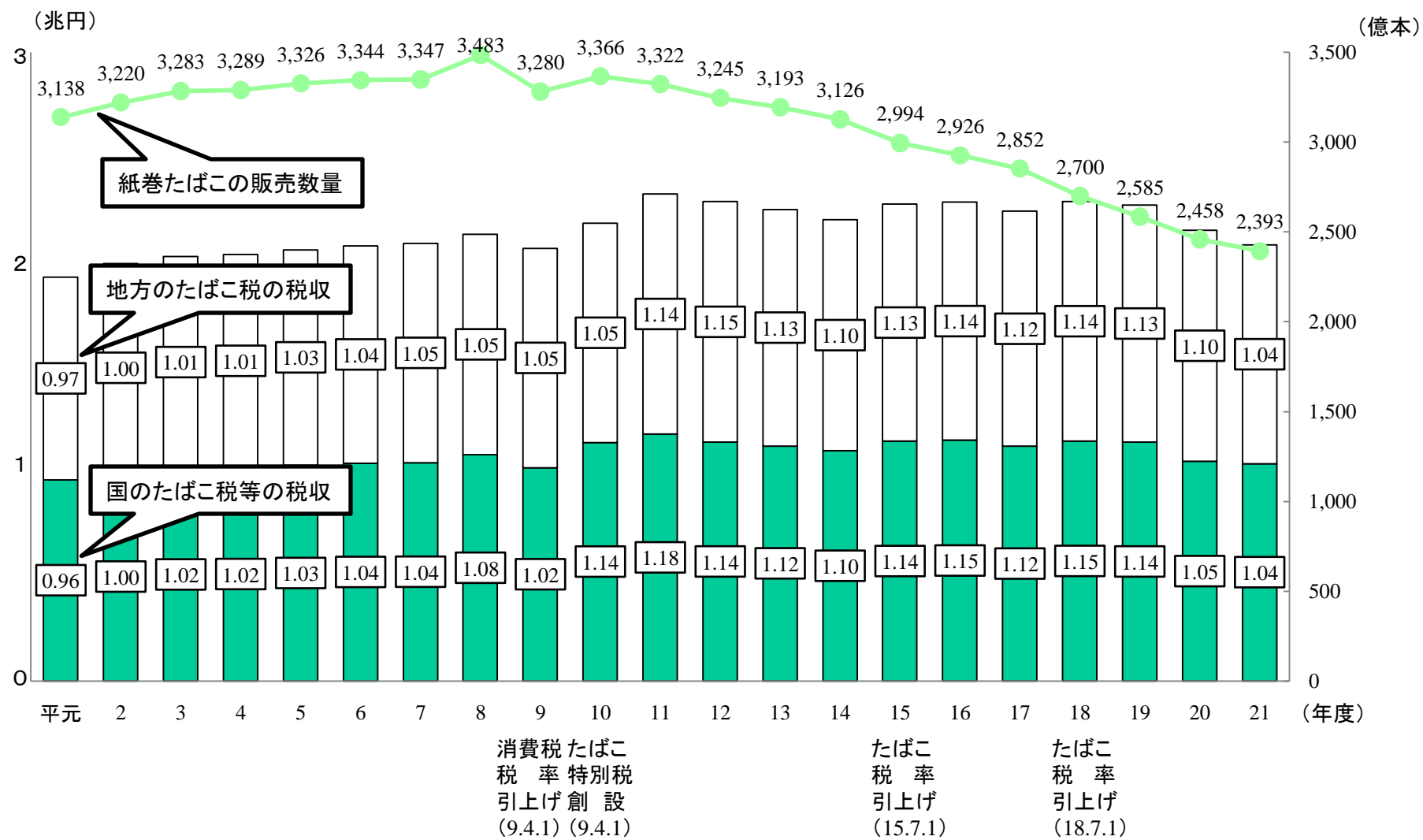
未成年者の喫煙について

■ 喫煙者(30日間で1日でも喫煙) ■ 毎日喫煙する者



出典: 厚生労働科学研究費補助金
「未成年者の喫煙実態状況に関する調査研究」等

たばこ税等の税収、紙巻たばこの販売数量の推移について



(備考) 1. 国のたばこ税の平成10年度以降の「特」は、たばこ特別税の収入である。
 2. 国のたばこ税の平成20年度までは決算額、21年度は当初予算額である。(出典:財務省)
 3. 地方のたばこ税の平成19年度までは決算額、20年度、21年度は地方財政計画額である。(出典:総務省)
 4. 紙巻たばこの販売数量の平成20年度までは販売実績(出典:(社)日本たばこ協会)、21年度は当初予算額に係る課税見込数量である。(出典:財務省)

たばこ対策の取組について

これまでの取組

知識の普及

- ・ホームページ、シンポジウム等による普及啓発活動

未成年者喫煙防止

- ・未成年者喫煙防止対策WGの開催
- ・たばこ対策促進事業(補助金)による都道府県等での施策の推進

受動喫煙の防止

- ・健康増進法第25条
- ・職場における喫煙対策のためのガイドライン
- ・たばこ対策促進事業(補助金)による都道府県等での施策の推進

禁煙支援

- ・市町村等における禁煙指導等
- ・禁煙外来の実施

現在の状況

・喫煙率(国民健康・栄養調査)
男性:H15: 46.8% → H20: 36.8%
→大幅に低下しているものの、他の先進国と比べてまだ高い
女性:H15: 11.3% → H20: 9.1%

・未成年者全体で減少傾向にある(例)高3男子
H16: 21.7% → H20: 12.8%
高3女子
H16: 9.6% → H20: 5.3%

・職場や公共施設において、対策に取り組んでいる割合は増加。
(職場で他人のたばこの煙を吸入すると答えた人の割合)
H14: 78.2% → H19: 65.1%
労働者健康状況調査)

・現在習慣的に喫煙している者のうち、「たばこをやめたい」「本数を減らしたい」と回答した者の割合は全体で男女とも6割強。

(H20年国民健康・栄養調査)

【今後の取組】

○ターゲットを絞った施策
→20、30歳代(特に女性)、
妊産婦等に対する取組

○学校・家庭教育等による情報伝達、啓発の推進
→教育現場での取組強化

○公共施設等の禁煙・分煙化の促進
→実施状況の把握、取組状況の報告、公表等
→民間企業等との連携

○地域における禁煙支援環境の整備
→禁煙指導の取組強化
→禁煙の仕方や市販の禁煙補助薬の使い方について普及啓発

たばこ規制枠組条約に沿った対策の強化
(たばこ対策関係省庁連絡会議)

「今後の受動喫煙防止対策」について 局長通知(案)概要

- ① 受動喫煙による健康への悪影響は明確であることから、公共の場においては原則として全面禁煙を目指す。
- ② 飲食店や旅館などでは全面禁煙の実施が、営業に甚大な影響を及ぼす恐れがあることにも考慮し、やむをえない場合には分煙での対応を認める。
- ③ たばこの健康への悪影響や国民にとって有用な情報など、最新の情報を収集・発信する。
- ④ 職場における受動喫煙防止対策と連動して対策を進める。

たばこ規制枠組条約について

経緯

平成16年6月 日本が正式に条約批准

平成17年2月 条約発効

※ 平成21年11月現在168カ国が批准

条約のポイント

- 公衆衛生分野で初の国際条約
- たばこの消費及び受動喫煙が健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から現在及び将来の世代を保護することを目的とする。

条約の概要

<前文>

この条約の締約国は、（中略）たばこの消費及びたばこの煙にさらされることが世界的規模で健康、社会、経済及び環境に及ぼす破壊的な影響についての国際社会の懸念を考慮し、（中略）**「たばこの消費及びたばこの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こす」**ことが、**科学的証拠により明白に証明されていること並びにたばこ製品の煙にさらされることが及びたばこ製品を他の方法により使用することとたばこに関連する発病との間に時間的な隔りがあることを認識し、（中略）次のとおり協定した。**

<個別事項>

○たばこの需要を減少させるための価格及び課税に関する措置（第6条）

○たばこの煙にさらされることからの保護（第8条）

○たばこ製品の含有物に関する規制（第9条）

○たばこ製品の包装及びラベル（第11条）

○教育、情報の伝達、訓練及び啓発（第12条）

○たばこの広告、販売促進及び後援（第13条）

○未成年者への及び未成年者による販売（第16条）

条約第6条において、求められている主な内容

- 締約国は、価格及び課税に関する措置が、消費を減少させることに関する効果的及び重要な手段であることを認識する。
- たばこ製品に対する課税政策及び適当な場合には価格政策を実施すること。
- 締約国会議において定期的にたばこ製品の税率及び消費の動向を示す。

平成22年度税制改正大綱（抄）

『たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要があります。その判断にあたっては、たばこの消費や税金、葉たばこ農家、小売店、製造業者等に及ぼす影響を見極めつつ行っていくこととします。その過程で、たばこ法制について、現行のたばこ事業法を改廃し、たばこ事業のあり方について、上記のたばこ関係者の生活や事業の将来像を見据えて、新たな枠組みの構築を目指すこととします。

上記の方針に沿って、平成22年度において、1本あたり3.5円の税率引上げ（価格上昇は5円程度）を行います。』



アルコール対策

WHOのアルコール対策

- 05年3月 第58回WHO総会採択決議
「アルコールの有害な摂取によって引き起こされる公衆衛生上の問題」
- 07年5月 第60回WHO総会
加盟各国におけるアルコール対策に関する進捗状況の報告
- 08年5月 第61回WHO総会
「アルコールの有害な使用を軽減するための戦略」が承認され、次々回の総会で世界戦略案が提出されることが決定
- 10年1月 第126回執行理事会
「アルコールの有害な使用を軽減するための世界戦略(案)」の承認
- 10年5月 第63回WHO総会
「アルコールの有害な使用を軽減するための世界戦略(案)」採択予定

○第126回執行理事会
【アルコールの有害な使用を軽減する世界戦略】

- ・リーダーシップ、啓発とコミットメント
- ・保健医療サービスの対応
- ・地域社会の行動
- ・飲酒運転に関する方針と対応策
- ・アルコールの入手可能性
- ・アルコール飲料のマーケティング
- ・価格設定方針
- ・飲酒およびアルコール中害による負の影響の低減
- ・違法または非正規のアルコールが公衆衛生に与える影響の低減
- ・モニタリングとサーベイランス

健康日本21におけるアルコール対策

1 多量飲酒者について

目標：多量飲酒者の減少 2割以上の減少

2 未成年者の飲酒について

目標：未成年者の飲酒をなくす 0%

3 「節度ある適度な飲酒」について

目標：「節度ある適度な飲酒」の知識の普及 100%

健康日本21におけるアルコール分野の 目標値に対する直近実績値

		多量に飲酒する人の割合	ベースライン調査等	目標値	直近実績値	調査年等
		5.1	多量に飲酒する人の減少	男性 4.1% 女性 0.3%	H8年度健康づくりに関する意識調査 (財団法人健康・体力づくり事業財団)	3.2%以下 0.2%以下
5 ア ル コ ー ル	5.2	飲酒している人の割合	H8年度 未成年者の飲酒 行動に関する全国調査			平成20年度 未成年者の飲酒行 動に関する全国調 査
		男性(中学3年) 25.4%		0%	9.1%	
		男性(高校3年) 51.5%		0%	27.1%	
		女性(中学3年) 17.2%		0%	9.7%	
		女性(高校3年) 35.9%		0%	21.6%	
5.3	「節度ある適度な飲酒」の 知識の普及	知っている人の割合			平成15年度 国民健康・ 栄養調査	
		男性 —	100%	48.6%		
		女性 —	100%	49.7%		

節度ある適度な飲酒

1日20グラム（日本酒1合弱またはビール中ビン1本相当）
以下の飲酒

- 女性はこの量より少なくする（10グラム程度）
- 飲酒後顔の赤くなる人はこれより少なくする
- 65歳以上の高齢者はこれより少なくする
- アルコール依存症者は飲酒しない
- 非飲酒者には飲酒をすすめない

常習飲酒運転者対策の推進について

平成18年、飲酒運転による悲惨な事故が相次いだことを受け、平成19年3月「常習飲酒運転者対策推進会議」が設けられた。同年12月には当会議において「常習飲酒運転者対策の推進について」が取りまとめられ、以下の取り組みを実施することとなった。

- 1 アルコールの影響や専門相談機関等の周知
- 2 様々な機会をとらえた飲酒行動是正のための働きかけ
- 3 運転免許の処分者講習の充実および常習飲酒運転者の早期把握等
- 4 飲酒運転に関連する交通事犯受刑者および保護観察対象者の処遇等の充実
- 5 飲酒行動是正のための事業者に対する働きかけ

等・・・

本省での取り組みとして、アルコールやアルコール依存症についての正しい知識の普及・啓発のために、全都道府県、政令市、特別区の衛生担当部局に情報提供をおこなった。また、内閣府主導の「常習飲酒運転者の飲酒運転行動抑止に関する調査研究」の「調査委員会」および「検証実験WG」のメンバーの一員として、積極的に参加、発言している。

ご静聴ありがとうございました